

# 小金井市下水道使用料審議会

## 第7回審議会資料

平成29年11月20日

東京都小金井市



## 目 次

1.	長期財政シミュレーション .....	1
1.1.	平成 31 年度に使用料体系を変更した場合 .....	1
1.2.	周辺自治体の使用料体系との比較 .....	4
2.	答申書（案）の検討 .....	8
2.1.	本文の検討 .....	8
2.2.	附帯意見の検討 .....	8
3.	審議会スケジュール .....	12
3.1.	審議会スケジュール .....	12

## 1. 長期財政シミュレーション

### 1.1. 平成31年度に使用料体系を変更した場合

小金井市下水道課では、現在、平成32年4月からの地方公営企業法の適用に向け、これまでに整備してきた下水道資産の整理を行っています。将来の改築事業量などを把握したうえで下水道使用料の改定を検討することが望ましいと考えられます。

その準備段階として、平成32年度以降に下水道使用料を東京都区部や周辺都市と比較分析を行っていくうえでは、下水道使用料体系を東京都区部などと整合させることが有効と考えられることから、できるだけ早期（答申、議会説明、関連部局の対応を踏まえ、平成31年4月）に使用料体系を変更する必要があると考えられます。

そこで、今回は平成31年度に使用料体系を変更した場合の長期財政シミュレーションを作成いたしました。

なお、今回のシミュレーションでは、平成31年度に使用料体系を変更した場合の基金の推移を把握するため、後年の使用料改定は設定していません。

#### 長期財政シミュレーションの概要

➤ 平成31年度に使用料体系を変更

基本水量 10m<sup>3</sup>/月⇒8m<sup>3</sup>/月

従量区分 21～50m<sup>3</sup>/月（105円/m<sup>3</sup>） → 21～30m<sup>3</sup>/月（105円/m<sup>3</sup>）

31～50m<sup>3</sup>/月（120円/m<sup>3</sup>）

➤ 平成32年度以降の改定は考慮しない。

■小金井市下水道事業 財政シミュレーション

(改定ケース3)

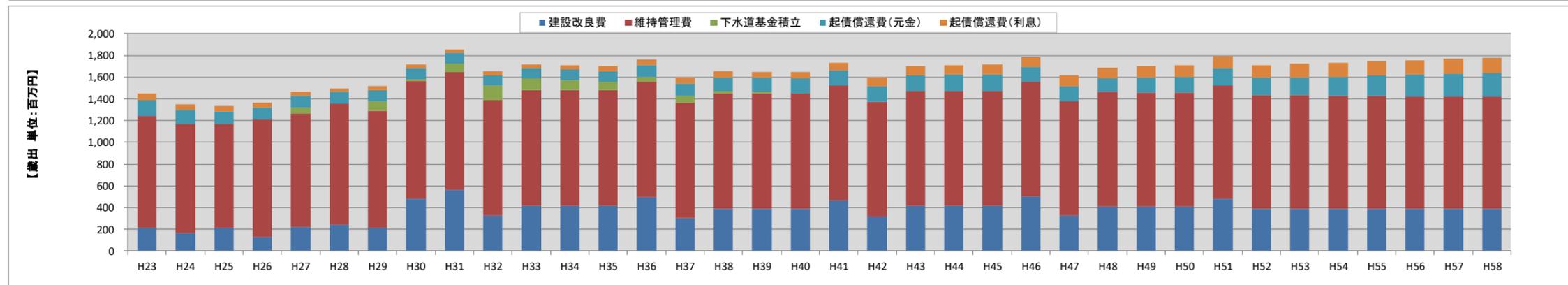
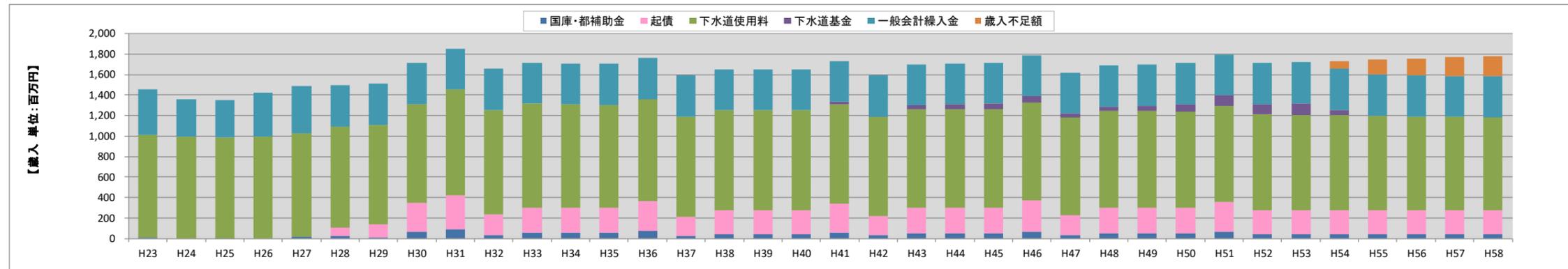
【歳入】

項目/年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57	H58	H29~H58 合計
国庫・都補助金	10	0	3	0	18	26	10	68	86	37	55	55	55	71	26	44	44	44	60	30	50	50	50	66	31	48	48	48	63	44	44	44	44	44	44	44	1,447
起債	0	0	0	0	0	79	130	283	337	196	248	248	248	296	183	235	235	235	283	192	251	251	251	303	197	250	250	250	292	235	235	235	235	235	235	235	7,289
下水道使用料	999	994	988	996	1,010	986	969	963	1,029	1,023	1,015	1,007	1,000	992	984	974	972	971	969	967	964	962	959	956	953	949	945	942	937	933	929	924	919	914	909	903	28,833
下水道基金																			22	3	34	45	57	63	37	41	55	71	104	99	113	51				795	
一般会計繰入金	446	366	363	427	462	408	406	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	12,006
建設財源							76	126	144	97	113	113	113	129	93	110	110	110	125	95	116	116	116	132	98	114	114	114	129	111	111	111	111	111	111	111	3,380
その他							330	274	256	303	287	287	287	271	307	290	290	290	275	305	284	284	284	268	302	286	286	286	271	289	289	289	289	289	289	289	8,626
合計	1,455	1,360	1,353	1,422	1,489	1,499	1,515	1,714	1,852	1,656	1,718	1,710	1,703	1,759	1,593	1,653	1,651	1,650	1,734	1,592	1,699	1,708	1,717	1,788	1,618	1,688	1,698	1,711	1,796	1,711	1,721	1,654	1,598	1,593	1,588	1,582	50,370

【歳出】

項目/年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57	H58	H29~H58 合計
建設改良費	211	166	216	132	218	246	216	477	567	330	416	416	416	496	302	389	389	389	468	317	417	417	417	501	326	412	412	412	484	390	390	390	390	390	390	390	12,116
維持管理費	1,036	1,004	952	1,083	1,046	1,113	1,075	1,085	1,082	1,062	1,063	1,063	1,064	1,064	1,063	1,063	1,062	1,061	1,060	1,059	1,058	1,057	1,055	1,054	1,053	1,051	1,049	1,047	1,045	1,043	1,041	1,038	1,036	1,033	1,031	1,028	31,645
下水道基金積立				56	0	91	19	74	133	107	92	79	46	60	24	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	739
起債償還費	203	178	165	152	148	139	133	133	129	131	132	139	144	153	168	177	188	198	206	216	224	234	245	233	239	225	237	252	267	278	290	304	318	332	347	360	6,632
元金	143	124	115	107	107	102	99	100	97	96	95	99	99	106	116	121	128	132	137	141	145	151	157	141	141	125	132	142	152	158	167	178	190	201	214	225	4,185
利息	60	54	49	45	41	38	34	33	32	35	37	40	45	47	52	56	60	66	69	75	79	83	88	92	98	100	105	110	115	120	123	126	128	131	133	135	2,447
合計	1,449	1,348	1,332	1,367	1,468	1,499	1,515	1,714	1,852	1,656	1,718	1,710	1,703	1,759	1,593	1,653	1,651	1,650	1,734	1,592	1,699	1,708	1,717	1,788	1,618	1,688	1,698	1,711	1,796	1,711	1,721	1,732	1,744	1,755	1,768	1,778	51,132

項目/年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57	H58	H29~H58 合計	
歳入不足額							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	146	162	180	196	762



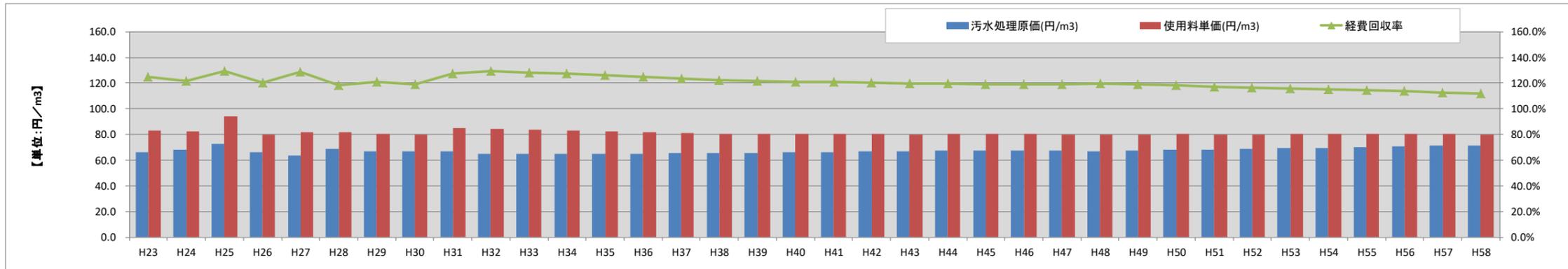
【概要】

- 平成 41 年度から下水道基金の取り崩しが発生します。
- 平成 54 年度に下水道基金が 0 円となり、以降の年度では財源が不足する状況となります。

■ 汚水処理費の推移

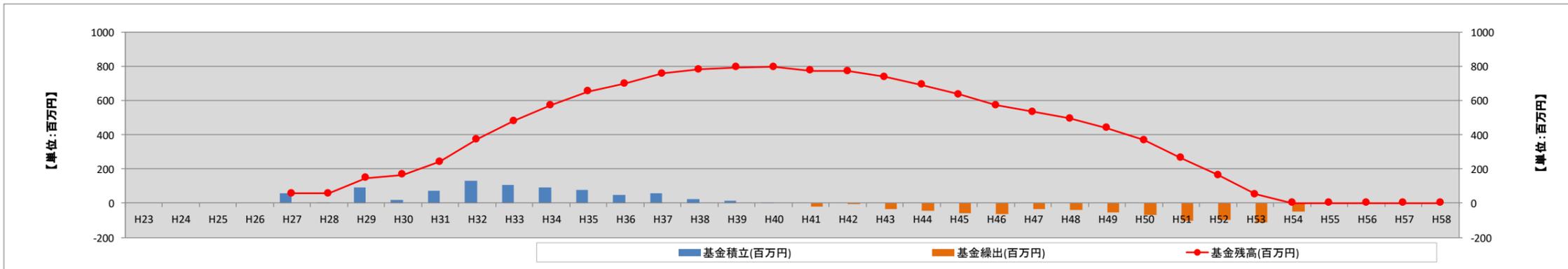
(改定ケース3)

項目/年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57	H58	H29~H58 合計	
有収水量(千m3)	12,067	12,043	10,518	12,446	12,365	12,038	12,064	12,089	12,115	12,141	12,154	12,168	12,181	12,178	12,174	12,154	12,134	12,114	12,094	12,074	12,039	12,005	11,970	11,936	11,902	11,851	11,801	11,751	11,701	11,651	11,590	11,529	11,468	11,407	11,346	11,277	357,058	
維持管理費	1,036	1,004	952	1,083	1,046	1,113	1,075	1,085	1,082	1,062	1,063	1,063	1,064	1,064	1,063	1,063	1,062	1,061	1,060	1,059	1,058	1,057	1,055	1,054	1,053	1,051	1,049	1,047	1,045	1,043	1,041	1,038	1,036	1,033	1,031	1,028	31,645	
汚水分	737	764	713	782	743	791	764	771	769	755	756	756	756	756	756	756	755	754	753	753	752	751	750	749	748	747	746	744	743	741	740	738	736	734	733	731	22,493	
雨水分・その他	299	241	239	301	304	322	311	314	313	307	307	307	308	308	307	307	307	307	306	306	306	306	305	305	305	304	303	303	302	302	301	300	300	299	298	297	9,152	
起債償還費	203	178	165	152	148	139	133	133	129	131	132	139	144	153	168	177	188	198	206	216	224	234	245	233	239	225	237	252	267	278	290	304	318	332	347	360	6,632	
汚水分	64	54	49	44	42	40	38	38	37	35	35	35	35	37	40	42	43	47	50	51	54	55	57	53	53	48	50	54	57	59	61	65	67	70	74	77	1,517	
雨水分・その他	139	124	115	108	105	99	95	95	92	96	97	104	109	116	128	135	145	151	156	165	170	179	188	180	186	177	187	198	210	219	229	239	251	262	273	283	5,115	
使用料収入	999	994	988	996	1,010	986	969	963	1,029	1,023	1,015	1,007	1,000	992	984	974	972	971	969	967	964	962	959	956	953	949	945	942	937	933	929	924	919	914	909	903	28,833	
汚水処理原価(円/m3)	66.4	67.9	72.4	66.4	63.5	69.0	66.5	66.9	66.5	65.1	65.1	65.0	64.9	65.1	65.4	65.7	65.8	66.1	66.4	66.6	66.9	67.1	67.4	67.2	67.3	67.1	67.5	67.9	68.4	68.7	69.1	69.7	70.0	70.5	71.1	71.7		
維持管理分	61.1	63.4	67.8	62.8	60.1	65.7	63.3	63.8	63.5	62.2	62.2	62.1	62.1	62.1	62.1	62.2	62.2	62.3	62.3	62.6	62.7	62.8	62.8	63.0	63.2	63.3	63.5	63.6	63.8	64.0	64.2	64.3	64.6	64.8				
資本費分	5.3	4.5	4.7	3.5	3.4	3.3	3.1	3.1	3.1	2.9	2.9	2.9	2.9	3.0	3.3	3.5	3.5	3.9	4.1	4.2	4.5	4.6	4.8	4.4	4.5	4.1	4.2	4.6	4.9	5.1	5.3	5.6	5.8	6.1	6.5	6.8		
使用料単価(円/m3)	82.8	82.5	93.9	80.0	81.7	81.9	80.3	79.7	84.9	84.3	83.5	82.8	82.1	81.5	80.8	80.1	80.1	80.2	80.1	80.1	80.1	80.1	80.1	80.1	80.1	80.1	80.1	80.2	80.1	80.1	80.2	80.1	80.1	80.1	80.1	80.1	80.1	
経費回収率	124.7%	121.5%	129.6%	120.5%	128.6%	118.6%	120.8%	119.0%	127.7%	129.5%	128.3%	127.3%	126.4%	125.1%	123.6%	122.1%	121.8%	121.2%	120.7%	120.3%	119.6%	119.4%	118.8%	119.2%	119.0%	119.4%	118.7%	118.0%	117.1%	116.6%	116.0%	115.1%	114.4%	113.7%	112.6%	111.8%		



■ 基金残高の推移

項目/年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57	H58	H29~H58 合計	
基金残高(百万円)					56	56	147	166	240	373	480	572	651	697	757	781	793	795	773	770	736	691	634	571	534	493	438	367	263	164	51	0	0	0	0	0	0	739
基金積立(百万円)					56	0	91	19	74	133	107	92	79	46	60	24	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金繰出(百万円)					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	3	34	45	57	63	37	41	55	71	104	99	113	51	0	0	0	0	0	0	



**【概要】**

① 基金積立額のピークは平成40年度の約8億円となり、その後は年度によって歳入不足分を補てんするため、基金の取り崩しが生じます。

② 経費回収率は平成31年度以降、減少傾向となりますが100%以上を維持します。

## 1.2. 周辺自治体の使用料体系との比較

これまでに検討したケースの使用料体系を周辺自治体と比較すると以下のとおりとなります。

表 1.2-1 周辺自治体の使用料体系の比較

項目／市名	小金井市	ケース3 (H31)	23区	三鷹市	武蔵野市	西東京市	調布市	国分寺市	府中市	小平市	
基本使用料(円) (基本水量)	350 (10m <sup>3</sup> /月)	350 (8m <sup>3</sup> /月)	560 (8m <sup>3</sup> /月)	400 (8m <sup>3</sup> /月)	470 (8m <sup>3</sup> /月)	410 (8m <sup>3</sup> /月)	350 (10m <sup>3</sup> /月)	545 (10m <sup>3</sup> /月)	266 (10m <sup>3</sup> /月)	455 (10m <sup>3</sup> /月)	
従量単価 (円/m <sup>3</sup> )	8	70	110	62	50	88	81	100	56	105	
	10										
	20	105	140	86	60	126	98	115	76	125	
	30										
	50										
	100	135	135	200	126	80	189	125	170	95	155
	200	170	170	230	144	95	239	144	200	116	175
	500	210	210	270	204	110	283	172	240	141	210
	1,000	250	250	310	245	135	306	201	280	166	250
	2,000	290	290	345	283	190	328	227	330	192	285
5,000	308										
累進度	4.1	4.1	3.1	5.0	3.8	3.7	2.8	3.3	3.4	2.7	

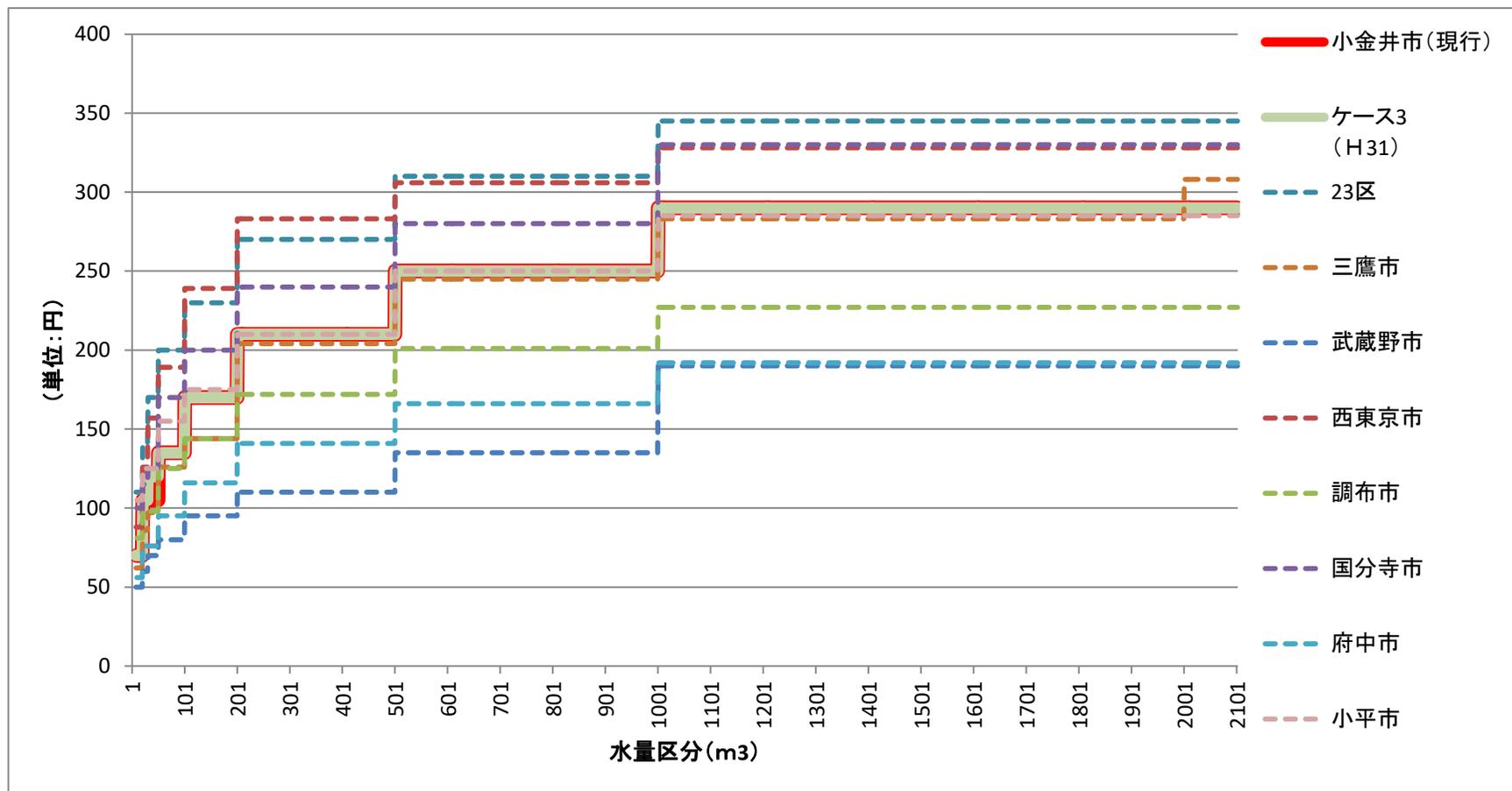
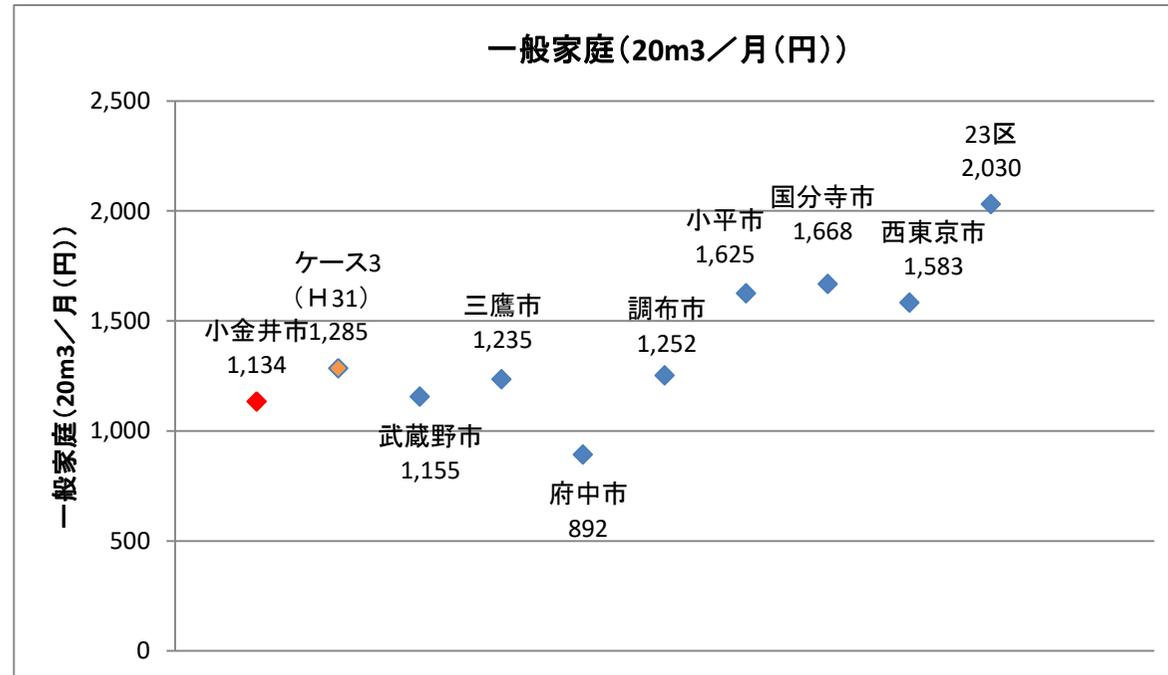


図 1.2-1 周辺自治体の使用料体系（従量単価）の比較

表 1.2-2 周辺自治体の一般家庭（20m<sup>3</sup>/月）の使用料

	小金井市	ケース3 (H31)	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小平市	国分寺市	西東京市	23区
一般家庭 20m <sup>3</sup> /月(円)	1,134	1,285	1,155	1,235	892	1,252	1,625	1,668	1,583	2,030
現行使用料 施行年月日	H.12. 4. 1		H.28. 4. 1	H.26. 4. 1	H.17. 7. 1	H.12. 4. 1	H.14. 4. 1	H.16. 1. 1	H.23.10. 1	H.10. 6. 1

※使用料は消費税込(消費税率8%として試算)



## **2. 答申書（案）の検討**

当下水道使用料審議会のこれまでの審議結果をまとめ、第8回審議会で当審議会の結論を市長に答申します。

### **2.1. 本文の検討**

別紙、答申書（案）参照。

### **2.2. 附帯意見の検討**

**表 2.2-1 下水道使用料の減免制度**  
**下水道使用料の減免制度**

下記の方は、申請により、減免措置を受けることができます。

No	下水道使用料の減免を受けられる方	減免内容等
1	生活保護法により、生活扶助を受けている方。	1月につき10立方メートルに相当する金額を減免します。
2	児童扶養手当法により、児童扶養手当を受けている方。	
3	特別児童扶養手当法により、特別児童扶養手当を受けている方。	
4	旧母子福祉年金、旧準母子福祉年金を受けている方。	
5	生活保護法により、教育扶助、住宅扶助及び医療扶助を受けている方。	
6	身体障害者手帳をお持ちの方で、前年度の市民税所得割が非課税であり、水道メーターを当該世帯単独で使用している方。	
7	地方税法第292条第1項第11号に定める寡婦で、前年度市民税所得割が非課税であり、水道メーターを当該世帯単独で使用している方。	
8	愛の手帳をお持ちの方が同居している世帯で、世帯主の前年度市民税所得割が非課税であり、水道メーターを当該世帯単独で使用している方。	
9	65歳以上の者のみの世帯で、前年度の市民税所得割が非課税であり、水道メーターを当該世帯単独で使用している世帯。65歳未満の同居者があっても、同居者全員の市民税所得割が非課税のときは65歳以上の者のみの世帯とみなします。	
10	医療法に定める病院。(国又は地方公共団体の経営するものを除く。)	下水道使用料の20%を減免します。
11	社会福祉施設(国又は地方公共団体の経営するもの並びに単なる相談、連絡及び助成事業のみを行う施設を除く。)及びそれに準ずる施設。	
12	めっき業を専業として営む方。	1月につき200立方メートルを超える使用料の20%を減免。
13	<p>1 野菜小売業 2 魚介類小売業 3 日本そば店 4 中華そば店 5 パン製造小売業 6 めん製造小売業 7 豆腐製造小売業 8 かまぼこ水産加工業</p> <p>9 民生食堂、大衆食堂 10 食肉小売業 11 大衆すし店 12 あん類製造業 13 ソース製造業 14 クリーニング業 15 こんにやく製造業</p> <p>16 染色整理業 17 理・美容業</p>	<p>1月につき40立方メートルを超え200立方メートル以下の排出量について、1立方メートルにつき10円を減免します。</p> <p>ただし、営業のためだけの水量を計測するための水道メーターが設置されていることが必要です。(メーターが生活用水と一緒にになっている場合は対象になりません。)</p>

○ No.1～5の申請先は東京都水道局小平サービスステーション、No.6～13の申請先は環境部下水道課業務設備係(第2庁舎4階)になります。

○ 減免については毎年審査をいたします。審査の結果、減免に該当しない場合もあります。

○ 減免の種類によっては、申請のときに、ご提示いただくものや提出していただくものがありますので、下記までお問合せください。

【お問合せ先】東京都水道局多摩お客様センター 電話0570(091)101(ナビダイヤル)  
小金井市 環境部 下水道課 業務設備係 (第2庁舎4階) 電話042(387)9828(直通)

表 2.2-2 各市町下水道料金減免制度等一覧表

	生活扶助	児童扶養手当	特別児童扶養手当	遺族基礎年金 (旧母子福祉年金)	公衆浴場		社会福祉施設	生活保護 教育・住宅・医療・介護	用水型 皮革関連	めっき業	染色整理業	生活関連業種	高齢者世帯・老齢福祉年金受給者	医療施設	中国残留邦人等に対する支援給付 <small>(生活・住宅医療介護)</small>	障害者	東日本大震災による避難者	その他適用	情報提供許諾の範囲
					料金表	減免制度													
都水道局	◎	◎	◎	×	あり	◎	◎	◎	◎	◎	×	×	×	×	◎	×	◎	公衆用栓	特になし
都下水道局	○	○	○	×	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○		特になし
八王子市	○	○	○	×	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	公衆用栓	市役所内
立川市	○	○	○	×	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○		特になし
三鷹市	○	○	○	×	あり	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○		下水担当部署
青梅市	○	○	○	×	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	公衆用栓	市役所内
府中市	○	○	○	○	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	安保6条関係	市役所内
町田市	○	○	○	○	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	公衆用栓等	下水担当部署
小金井市	○	○	○	○	あり	×	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	愛の手帳交付者	特になし
小平市	○	○	○	○	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○		特になし
東村山市	○	○	○	○	あり	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○		市役所内
国分寺市	○	○	○	×	あり	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	○		特になし
国立市	○	○	○	×	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○		特になし
西東京市	○	○	○	×	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○		下水担当部署
日野市	○	○	○	○	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○		市役所内
清瀬市	○	○	○	×	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○		市役所内
東久留米市	○	○	○	○	あり	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○		下水担当部署
狛江市	○	○	○	○	あり	×	○	○	×	×	×	○	×	×	○	×	○		特になし
武蔵村山市	○	○	○	×	あり	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	○		市役所内
東大和市	○	○	○	○	あり	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○		下水担当部署
あきる野市	○	○	○	○	なし	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○		市役所内
調布市	○	○	○	○	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○		特になし
福生市	○	○	○	○	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○		下水担当部署
瑞穂町	○	○	○	○	なし	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○		特になし
日の出町	○	○	○	○	なし	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○		特になし
稲城市	○	○	○	○	あり	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	○	○		市役所内
多摩市	○	○	○	×	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		特になし
奥多摩町	○	○	○	○	なし	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	町長が認めたもの	特になし

「○」減免適用あり

「△」場合によって減免の適用あり

「×」減免適用なし

「◎」は水道料金を、「○」は下水道料金を表している。

黄色着色は、設定している都市が少ない項目。

**表 2.2-3 減免対象別集計表**

[平成27年度使用分（水道水）平成28年度減免還付実績]

(税込)

20 % 減 免	申請者	該当件数 (施設)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	減免金額 (円)
社 会 福 祉 施 設	1 施設	1	731	8,693
<b>20% 減免 小 計 (A)</b>	1 施設	1	731	8,693

基本料金 減 免	申 請 者	該当者数 (人)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	減免金額 (円)
身 体 障 害 者	150 人	145	19,625	598,563
65歳以上の者のみの世帯	113 人	113	12,784	497,070
寡 婦	4 人	4	830	18,144
都愛の手帳所持者のいる世帯	18 人	17	45,360	72,387
<b>基本料金 減免 小 計 (B)</b>	285 人	279	78,599	1,186,164

営 業 者 (1ヶ月当たり40m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> 以下の排出 量について、1m <sup>3</sup> につき10円を減免)	申 請 者	該 当 件 数	使用水量 (m <sup>3</sup> )	減免金額 (円)
魚 介 類 小 売 業 者	1 人	1	449	44
中 華 そ ば 店	0 人	0	0	0
豆 腐 製 造 小 売 業 者	2 人	2	1,463	5,681
ク リ ー ニ ン グ 業 者	0 人	0	0	0
理 ・ 美 容 業 者	18 人	4	2,042	2,906
<b>小 計 (C)</b>	21 人	7	3,954	8,631

<b>合 計 (A) + (B) + (C)</b>	307	287	83,284	1,203,488
----------------------------	-----	-----	--------	-----------

### 3. 審議会スケジュール

#### 3.1. 審議会スケジュール

表 3.1-1 審議会スケジュール

	年	月日	概要
第1回	H28	11月22日(火) 13:30～	審議会立ち上げ、現状分析
第2回		12月19日(月) 15:00～	長期財政計画、算定方針
第3回	H29	2月14日(火) 15:00～	長期財政計画、算定方針
第4回		3月21日(火) 13:30～	将来方針の検討
第5回		4月24日(月) 13:30～	将来方針の検討
第6回		7月24日(月) 14:00～	将来方針の検討(最終方針)
第7回		11月20日(月) 10:00～	答申(案)の検討
第8回		12月25日(月) 14:00～(予定)	答申